

平成31年4月1日

平成30年7月豪雨災害に伴う入札・契約制度の  
特例措置（追加）について（お知らせ）（案）

勝央町産業建設部

勝央町では、平成30年7月豪雨災害に伴う復旧工事における現場代理人の兼務拡大について、平成30年9月及び平成31年1月に特例措置のお知らせをしたところですが、下記のとおり追加の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札・契約制度の特別措置の拡大

平成30年度7月豪雨災害に伴う災害復旧工事等を対象とした入札・契約制度の特例措置について、平成31年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事にも適用することとします。

兼務緩和条件	従来の特例措置	追加の特例措置
対象年度	勝央町が発注する平成30年度発生災害の復旧工事及び当該工事に起因する工事	勝央町が発注する平成30年度発生災害又は平成31年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事